

白鳥居住環境宣言

平成4年3月

白鳥自治会

白鳥地区内において、建築物等を建築するときは下記の事項を遵守されることを宣言する。

記

- 1 新築・増改築建築物は、今後、原則として低層（10メートル以下）の一戸建てとする。
- 2 現況地盤の変更はしない。土盛り等をする場合は近隣との協議事項とする。
- 3 垣根は、生垣または見通しのきく柵・フェンス等にする。
- 4 建築物の左右、後部の外壁については、一定（原則として左右は75センチメートル・後部は1メートル以上）の距離を設ける。

<お問い合わせは、白鳥自治会長まで>

白鳥コミュニティーセンター

TEL 0561(38)0332